

令和2年5月25日

小・中学校保護者様

泉大津市教育委員会
教育長 竹内 悟

市立小・中学校における教育活動の再開について

平素は本市学校教育にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、国の緊急事態宣言の解除をうけ、大阪府教育委員会より臨時休校措置を5月31日付けをもって終了し、6月1日より学校の教育活動再開について要請がございました。

本市におきましても長期間にわたり臨時休校措置を行ってまいりましたが、大阪府教育委員会の要請を受け、児童生徒の健全な育成支援を行うため、市立全小・中学校において下記のとおり**学校の教育活動を再開**いたします。

長期間にわたりご家庭において児童生徒の指導・支援についてご協力いただきましたことについてお礼申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染状況は日々変化するため、学校の再開・臨時休校を含め、予定が変更になることについてご了承ください。

記

【 学校再開について 】

6月1日（月）から**段階的に学校の教育活動を再開**する

【 教育活動の段階的な再開方法について 】

(1) 6月1日（月）から12日（金）について

- ① 1教室あたりの人数を20人程度となるよう分散し、授業を行う。
- ② クラスを2分割し、登校する時間を決める。（各校よりお知らせます）
- ③ 学校行事は行わない。
- ④ 部活動(中学校)は生徒の健全育成支援のため**段階的**に行う。
- ⑤ 十分な配慮のうえ、給食（簡易）を実施する。
・6月8日（月）～6月12日（金）⇒（簡易給食）

(2) 6月15日（月）以降について

- ① 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業を行う。
- ② 学校行事・部活動を通常実施する。
- ③ 十分な配慮のうえ、給食を実施する。
・6月15日（月）～6月19日（金）⇒（簡易給食+α）
・6月22日（月）～ ⇒（通常給食実施）

【 学校園において、児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について 】

(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とする。

臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とする。

(2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする。

期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断する。

(3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

*** 感染等の状況により対応について変更する場合があります ***

【 登校等における留意点 】

①登校する際はマスク等を着用させるようお願いいたします。

②登校前に自宅で検温し、咳や発熱等、風邪の症状のある場合は無理に登校させず、自宅で休養するようお願いいたします。

* 「けんこうかんさつカード」等の提出をお願いいたします。

* 保護者や同居の家族等におかれても発熱等の症状がある場合は登校を控えてください。

③登校後に児童生徒等に発熱等の症状が確認された場合は、保護者に連絡しますのでお迎えをお願いいたします。

④仲よし学級（学童保育）については、別記（市ホームページ）にてご確認ください。

【 保護者及び児童生徒に症状が出た場合について 】

保護者（同居の家族）・児童生徒に次の症状が出た場合は新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に連絡するとともに、児童生徒は登校させず自宅待機をお願いします。

《症状》

- ・風邪の症状や発熱が4日間程度（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）続いている。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。

《新型コロナ受診センター》

電話：06-7166-9911（土日祝を含む終日）

市内在住者より感染者が多数確認された場合、（学童保育も含む）、上記すべての事項について、随時変更・見直しを行います。